

決算審査特別委員会記録

令和6年10月3日開催

- 1 日 時 令和6年10月3日(木) 9:58~16:40
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席議員 湯浅委員長 広浦副委員長
山崎委員 金久委員 住友利広委員 小野委員 福島委員
橋本委員 久米委員 陶久委員
- 4 欠席委員 平山委員
- 5 正副議長 藤本議長 武田副委員長
- 6 傍聴議員 渡部議員 星加議員 喜多議員 水谷議員 佐々木議員
- 7 出席理事者 西田副市长 平井副市长 東條政策監 篠原政策監
吉積企画部長 幸泉総務部長 中川危機管理部長
田中市民部長 湯浅環境管理部長 荒井保健福祉部長
吉岡産業部長 柳川建設部長 高山都市整備部長
小坂会計管理者 中橋教育部長 川端消防長
山下保健福祉部理事 長谷総務課長 山崎財政課長
清水税務課長 山田環境保全課長 東條介護保険課長
尾田保健センター所長 日下保険年金課長
兼任地域共生推進課長 福島農地整備課長 是松住宅課長
岐会計課長 田上教育総務課長 松本学校給食課長 他
- 8 事務局 佐坂議会事務局長 近藤議事課長
谷崎課長補佐 玉木課長補佐
- 9 傍聴者 なし
- 10 記者 1人

【 会議の概要 】

【 9：58 開会 】

湯浅委員長 おはようございます。少し時間は早いんですが、ただ今から決算審査特別委員会を開催いたします。本日、欠席の通知がありましたのは平山委員でございます。以上であります。

開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。本日は公私とも大変お忙しい中、決算審査特別委員会の委員の皆様にはお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会は大変長丁場になります。委員の皆様にはスムーズな委員会運営に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、理事者を代表して、西田副市長に御挨拶をいただきたいと思います。西田副市長。

西田副市長 おはようございます。決算審査特別委員会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。湯浅委員長さん、広浦副委員長さんをはじめ、委員の皆様方におかれましては、御多忙の中にもかかわりませず、本日から2日間の日程で決算審査特別委員会を開催していただきますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、本特別委員会で御審査いただきます案件は、先の9月定例会において継続審査となっております令和5年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定議案18件でございます。それぞれの担当課長から決算内容、また、運営状況等について御説明をさせていただきますので、何卒十分な御審査を賜り、御認定賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

湯浅委員長 本委員会に付託されております案件は、先の9月定例会で継続審査といたしました令和5年度の各会計の決算認定議案、第16号議案から第33号議案までの計18議案であります。なお、議案の数も大変多く、多岐にわたっておりますので、説明をされる理事者の方におかれましては簡潔にお願いしたいと思います。委員の皆様にも合わせてお願いをしたいと思います。質問される方におきましては、質問内容を吟味のうえ、簡潔、明瞭にお願いいたします。また、質問の際には、該当する資料とページ番号を言っていただいてから質問していただきますようお願いいたします。

それでは、審査に入りますが、説明が長引く場合もあるかと思しますので、理事者の方は自己紹介のみ起立していただきまして、着座での説明をお願いいたします。

令和5年度阿南市一般会計・特別会計歳入歳出決算の概要について

湯浅委員長 それでは、令和5年度阿南市一般会計・特別会計歳入歳出決算の概要について、小坂会計管理者から説明をお願いいたします。小坂会計管理者。

【理事者説明 小坂 会計管理者】

第 16 号議案 令和 5 年度阿南市一般会計歳入歳出決算の認定について

湯浅委員長 次に、第 16 号議案 令和 5 年度阿南市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。理事者の説明を求めます。岐会計課長。

【理事者説明 岐 会計課長】

湯浅委員長 ここで休憩をいたします。

【休 憩 11:14～11:29】

湯浅委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。岐会計課長。

【理事者説明 岐 会計課長】

湯浅委員長 続いて、主要な施策の成果の説明を求めます。山崎財政課長。

【理事者説明 山崎 財政課長】

湯浅委員長 ここで、昼食のため、休憩いたします。

【休 憩 12:03～12:58】

湯浅委員長 午前に引き続き、会議を始めます。山崎財政課長。

【理事者説明 山崎 財政課長】

湯浅委員長 理事者の説明が終わりました。これより第 16 号議案に対する質疑に入りたいと思います。通告がありますので、順次、指名をいたします。山崎委員。

山崎 委員 先の 9 月定例会において、基金の債券保有額が異常な状況になっていることが明らかになりましたので、改めてお聞きをしたいと思います。

決算附属書類の基金の財産に関する調書 215 ページと 216 ページに、基金の令和 6 年 3 月 31 日現在の基金額が示されています。令和 6 年 3 月 31 日現在における基金の現在高は 205 億円となっていますが、令和 5 年度末、決算ベース、すなわち令和 6 年 5 月末現在における一般会計の基金の残高をお伺いいたします。また、令和 6 年度 9 月補正予算後における一般会計の基金残高見込み額もお伺いをいたします。

次に、基金残高における債券の保有額をお伺いいたします。また、その債券はいつ購入されたものですか。各年度ごとの内訳を 10 年債や 20 年債といった債券の種類の残高についても併せてお伺いいたします。まず、お願いします。

湯浅委員長 岐会計課長。

岐 課長 会計課の岐でございます。山崎委員の、基金の債券保有状況についての御質

問に、順を追ってお答えいたします。

まず最初に、令和6年5月末現在における一般会計基金残高についてお答えいたします。令和6年5末日現在における一般会計の基金残高は約177億円でございます。

次に、令和6年度9月補正予算後における一般会計の基金残高見込みは約150億円で、そのうち債券の保有額は約92億円でございます。保有率は約61%、全国平均の約21%を大きく上回っております。

また、現在保有している債券の購入年度でございますが、これらすべてが令和2年度から4年度までの3年間にわたり購入したもので、令和2年度が22億99万9,614円、令和3年度が27億7,806万7,477円、令和4年度が41億4,984万455円で、合計が91億2,890万7,546円でございます。

次に、債券種別の保有状況で在りますが、10年物が11億8,380万2,958円、12年物が1億円、15年物が3億271万1,260円、20年物が18億8,895万4,484円、30年物が56億5,343万8,844円となっております。以上でございます。

湯浅委員長 山崎委員。

山崎 委員 今、説明がありましたように、債券保有の総額が92億円にも上り、基金の残高が150億円ということでしたので、その割合が実に61%。これは極めて高い状況であると思います。基金の流動性というのか、使えるものがないなど、このように感じます。令和4年度における全国市町村の債券保有割合は、21%。本市はその3倍を保有しているということです。さらには15年物以上の債券が79億円保有、92億円のうち86%を占めています。これはまさに危機的な状況と言えらると思います。経済事情の激しい変動や緊急時など、基金の取崩しが必要になったときに、この92億円は使えないのであります。

そこでお伺いします。このような状況が市民に知らされたのは、いつの時点であると認識されているのか。また、なぜ、それまで市民に知らされていなかったのでしょうか。お伺いいたします。

湯浅委員長 岐会計課長。

岐 課長 会計課、岐でございます。山崎委員の御質問についてお答えいたします。

阿南市の基金における債券保有額に関する具体的な事実については、令和5年12月議会以降の御論議を通じて公表するに至ったところでございます。また、なぜ、令和5年12月まで全く市民に知らされなかったのかとの御質問ですが、それまでは基金の債券保有状況が内部情報との位置づけとされており、市民の皆様への通知の必要性が検討されていなかったのではと考えられるところでございます。以上でございます。

湯浅委員長 山崎委員。

山崎 委員 令和5年の日銀の総裁の交代によって、金融政策の変更に伴い長期金利の上昇が起こった。それ以降のゼロ金利の解除もあって、債券評価額は下落していると承知しておりますが、現在の各基金ごとの保有額と評価損益額をお伺いいたします。また、今後、売却する見込みがあるのか。すぐにでも売却できないのかをお尋ねいたします。

こうした状況を証券会社や県にも確認されたのかどうか、併せてお伺いいたします。

湯浅委員長 岐会計課長。

岐 課長 会計課、岐でございます。山崎委員の御質問についてお答えいたします。

各基金ごとの保有額と評価損益額ですが、令和6年10月1日現在で、財政調整基金は14の債券を保有しており、購入金額は合計43億7,484万9,605円、評価額は、令和6年7月末日現在ですが、36億8,066万2,800円、評価損益額はマイナス6億9,418万6,805円でございます。

また、減債基金は五つの債券を保有しており、購入額は合計16億7,657万7,149円、評価額は13億2,519万8,600円、評価損益額はマイナス3億5,137万8,549円でございます。

次に、ごみ処理施設建設基金は四つの債券を保有しており、購入額は合計8億9,977万8,739円、評価額は7億1,212万円、評価損益額はマイナス1億8,765万8,739円でございます。

最後に輝け阿南ふるさと創造基金は五つの債券を保有しており、購入額は合計21億7,770万2,053円、評価額は16億500万400円、評価損益額がマイナス5億7,270万1,653円で、4基金の総合計は、購入金額合計91億2,890万7,546円、評価額73億2,298万1,800円、評価損益額がマイナス18億592万5,746円となっております。

次に、今後売却する見込みがあるのか、すぐにでも売却できないのかとの御質問ですが、基金保有債券は、評価額が購入額を下回っている状況ではすぐに売却することはできません。地方自治法や市の基金条例におきましても確実な運用が定められており、元本割れ回避が不可欠でございます。

また、元本割れした債券を売却できないことについて、証券会社や県にも確認したのかとの御質問ですが、証券会社に問い合わせをしたところ、元本割れの売却を行った自治体については聞き及んだことがないと情報をいただいております。また県にも確認いたしましたところ、基金の保有債券については元本割れを伴う売却はできないという市の見解に対し、県としても同様の認識であることが示されたところであります。以上でございます。

湯浅委員長 山崎委員。

山崎 委員 今、数字、詳しくおっしゃってくれたんです。一覧表か何かあれば配っていただきたい。聞いただけでは覚えておれませんので、何か資料ありませんか。

湯浅委員長 小休いたします。

【小 休 13:27～13:27】

湯浅委員長 再開いたします。岐会計課長。

岐 課長 会計課、岐でございます。資料を準備しておりますので、今からお配りさせていただきます。よろしいでしょうか。

湯浅委員長 よろしく願いいたします。

【資料配布】

湯浅委員長 山崎委員。

山崎 委員 この資料、見せていただきますと、令和2年度から令和4年度までの間に92億円という巨額の債券を買っていると。今、7月31日現在の評価損といいますか、今の時価に換算しますと73億円しか価格はないという。それで、先ほどのお話ですと、元本割れをしているときは売却ができないということを言われてました。ということは、今の金利の、日本経済の状況から、ゼロ金利政策というもんが終了になって、当分、これ、ゼロ金利政策やないと考えられますよね。そうすると、これ、30年間売ることができない。非常に問題があると思います。20年物も。普通、株式だったら、個人だったら損切りという発想で、これ以上ひどくなるのはいけないということで、損をして売ることが可能ですが、今の説明だったら、債権の損切りはできない。もうその期間はじっと持っているだけだと、こういうことですね。そういうふうに理解をいたしました。

そこで、令和2年度から令和4年度にかけて過剰な債券を購入しています。しかも、これは地方自治法や基金条例における元本保証の原則から、元本割れが生じているわけにはいかないとのことでありますので、92億円をずっと保有しておかなければならない。つまり92億円は現金にできないということです。債券92億円は塩漬けであります。まさに由々しき事態であります。

そこで、当面の財政運営について問題がないかをお伺いします。

まず、令和6年度の予算の執行について問題はないのか。また、令和7年度の当初予算の編成や執行に問題は生じないのか、併せてお伺いいたします。さらに、令和8年度以降についてはどうでしょうか。お伺いいたします。

湯浅委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課の山崎です。山崎委員の御質問に対して、順を追って御答弁申し上げます。

まず、令和6年度9月補正予算の執行に問題はないのかとのお尋ねでございますが、現在、令和6年度予算の取崩し後の財政調整基金残高は49億円と見込んでおるところであり、同基金における債券保有額の44億円を上回る予定であります。すなわち、令和6年度予算取崩し後において、現金は5億円残っているということでございます。このため、令和6年度予算の執行に問題はないと考えております。

次に、令和7年度の当初予算の編成や執行に問題はないのかとのお尋ねについてでございますが、このまま推移しますと、令和6年度末の財政調整基金の現金残高は5億円にまで減少する見込みではありますが、基金の一括運用を新たに導入することにより、取崩し可能な基金の現金を確保し、運用選択肢の拡大を図るとともに、事務事業についても不断の見直しを行い、効率化を図っていくことが不可欠であると考えております。

最後に、令和8年度以降についてでございますが、現段階において現金残高約58億円で、令和7年度以降の予算編成に臨んでいくこととなりますが、近年の歳入状況を見れば、令和5年度においては約5億6,000万円の税收減となっております。また、歳出の状況については、全国的な物価、資源エネルギー価格の上昇とともに、職員、また会計年度任用職員の処遇改善などによる人件費の上昇など、歳出全般にわたる支出増の圧力があり、しばらく継続するものと考えられます。こうした状況を深刻に受け止め、今後におきましては、新たな行革プランを策定し、収支の改善を図りながら、行政ニーズに応えつつ、持

続可能な市政運営を行っていくことが肝要であると考えているところでございます。以上、御答弁とさせていただきます。

湯浅委員長 山崎委員。

山崎 委員 現金保有高が非常に少ないということは、緊急のときに、これは借入せないかんようになる。債券の、国債のほうは塩漬けですから全然さわれない。現金化すること、これ、30年、あるいは20年先、20年間、持つとるだけです。証書で持つとるだけです。売りに売れない。ただ、資産としてあるだけです。しかし財政上、そのお金使えないじゃないですか。事業するのにお金が足らなくなる。現金がなかったら何もできないですよ。

何でこのような構造になってしまったのか。これ、重大な問題ですよ。お金がないんですよ。我々、今まで阿南市は基金があって十分な余裕があると考えとったものが、こんな債券買うて、私、知ったの、9月議会ですよ。それまで議会にも、何も、こういう状況は報告なかったし、決算書にね、毎年度、決算委員会に出てくる資料にそんな記述、一個もないですよ。健全経営と私は思っていました。しかし、一個もそういう傾向は記載されとれへん。そなん、使えん金ばかりができて予算が苦しい。何でこの債券をこれほどまでに、危機的な状況までになるまで買っていったのか。これ、非常に問題があると思います。

そのためにも、これ、全国の自治体でもこんな債券が多い自治体ないと思いますよ、これ。私、金融機関出身ですけど、金融機関でも上限額を持ってましたよ。やっぱり運用しますけどね、金融機関も。ただし、ここまでは買ってもいいけど、これ以上はもう買ってはいけなと、経営に問題を残しますから。私、一番いかんのは、債券、長期もありますけど、総額の中で債券の保有額が多すぎる。多分、毎月、出納検査しとったときに証書、見とんちゃうんですか。異常と感じないかんのちゃいますかと私は言いたいですよ。9月議会でこんな非常に具体的な話が分かった、初めてですよ。ほんで調べてみるとこんなんですよ。非常に問題あると。

そこで、原因究明と検証作業が必要だと思います。なぜこのような状況になっているのか、市の認識をお伺いします。また、不法な購入でないのですか、お伺いをします。さらに、今後の教訓とするためにも、また、市民への説明を果たすためにも、徹底した原因究明と検証作業が必要と考えますが、市の見解をお伺いします。

湯浅委員長 岐会計課長。

岐 課長 会計課、岐でございます。山崎委員の御質問についてお答えいたします。

まず、なぜこのような多額の債券を保有する状態になっているのか、市の認識はとの御質問につきまして、債券の購入に当たっては、当時の経済状況の中での購入の判断がそれぞれのタイミングで行われたものと思われませんが、なぜ92億に達したのか、なぜ今のような債券種別となったのかなどの詳細については十分に把握できていないところです。また、不法な購入ではないのかとの御質問ですが、個々の購入行為につきましては、法令で制限されているものではなく、違法性はないものと考えております。以上でございます。

湯浅委員長 平井副市長。

平井副市長 副市長の平井でございます。基金における多額にのぼる債券の保有状況につ

きまして、市民の皆様説明責任を果たすべきであり、また、そのためにも市として徹底した原因究明、これが不可欠ではないか。このような御提言を頂戴したと承知しております。

山崎委員お話のとおり、92 億円にも上る債券保有、基金総額に対しまして、その割合は、全国平均は約 21%と御説明させていただきましたが、それを大きく上回る 61%でございます。しかも、その満期は、最も早いものでも 7 年後の令和 13 年度、そして、その 13 年度の満期償還も 92 億円のうち 5 億円の償還に過ぎないところでございます。さらには、92 億円のうち、償還年限 15 年以上のものが、これは資料でもお配りしておりますが、15 年以上のものを足し合わせますと 79 億円、率にいたしまして、92 億円のうち 86%、大部分を占めている、これが、阿南市が今、直面しております厳しい現実でございます。

このような異常ともいえる債券保有を好ましいと言える方は一人もないのではないかと考えております。しかしながら、なぜ令和 2 年度から令和 4 年度の 3 年間にわたり、92 億円もの債券が買い進められたのか。併せて、なぜ 92 億円のうち 79 億円もの、償還年限 15 年以上の超長期債券が買い進められたのか。さらに、その間、阿南市の組織としてのチェック機能やガバナンス機能がきちんと働いていたのかなどにつきまして、これまでは阿南市として市民の皆様に対し説明責任を十分に果たしているとは言えない状況にある、このように認識をいたしております。

従いまして、山崎委員からお話のございました市民の皆様に対して説明責任を果たすべき、及びそのための原因究明が重要である。この 2 点の御指摘につきまして、極めて重要な御提言であると受け止めているところでございます。以上でございます。

湯浅委員長 山崎委員。

山崎 委員 御答弁いただいたんですが、これ、やっぱり原因究明をはっきりしないと、市民の方、納得しないと思いますよ、これ。民間企業だったら、現金がないってことは倒産ですよ。資産はあったらあとで売却する、倒産して売却はできますよ。やっぱり現金がないと事業運営できないですよ。普通は借入れという方法があるからつながっていきよる。阿南市も今後、借入れせな事業ができない、売るに売れないもんですから、この債券、損して 20 億円ぐらいの損失起こって売れますか。そら、市民に怒られますよ。ずっと債券で持っとらないかんです。事業ができなくなりますよ。基金というのは事業するために、使うために置いてある資金ですから、もう論外だと思います。そういった意味で、徹底した原因究明に向けて、弁護士など専門家で構成する第三者委員会か、外部の方に調査していただくほうがいいのではないかと私は考えます。

そこで、第三者の調査委員会、立ち上げるつもりはないのか、見解をお伺いしたいと思います。また、第三者委員会の立ち上げを検討するのであれば、調査対象者に幅広くとらえることを念頭に置くべきではないでしょうか。お伺いします。さらに当時の市長をはじめ、特別職も対象にすべきであると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

湯浅委員長 平井副市長。

平井副市長 副市長の平井でございます。

この度の令和 5 年度決算、そして先の議会で議決いただきました令和 6 年度 9 月補正予算の成立、これを受けまして、現在の基金の保有状況、改めて、市

として深刻に受け止めているところでございます。このような認識のもと、今、御質問いただきました原因究明のための第三者調査委員会の立ち上げに関する御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、第三者調査委員会を立ち上げることについての市の見解でございますが、職員や組織に関係する問題の原因究明に向けまして、公正、中立で予断を廃して調査を行うためには、内部調査よりも第三者による調査が有効な場合があると、このように認識をいたしております。そこで、山崎委員のこの度の御提言を踏まえまして、本市といたしまして、第三者調査委員会の立ち上げに向けまして、早急に検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、調査の対象につきまして御質問いただきました。第三者調査委員会の立ち上げに向けた検討におきまして、調査対象の範囲について、最初から限定的に考えるのではなく、幅広く検討してまいりたい、検討してまいることになるのではないか、このように考えております。

次に、当時の特別職も対象とすべきとの御意見いただきました。こちらにつきましては貴重な御提言と受け止めまして、今後の検討に生かしてまいりたい、このように考えております。

なお、第三者調査委員会を立ち上げることに至った場合は、調査の対象者や調査の対象組織につきましては、この委員会としての判断が重要になるものと、このように考えているところでございます。以上でございます。

湯浅委員長 山崎委員。

山崎 委員 本当に何でこんなに総額の中に占める割合が高いという、こういう検討がされてないのが、私は不思議で仕方がない。やっぱりこの判断は特別職がされているんだと。市の職員が何十億円も、普通、個人的に買えますか。やっぱり調査をしていただきたい。そのチェックができてないという、やっぱり全体を見ている特別職が、私は管理すべき、そのための経営者でしょ、市長でしょ、特別職でしょと、私はそのように感じます。

92 億円もの市民の貴重な資産を塩漬け状態にした前市長時代の責任は、3 年間でこないなってますから、極めて大きいのではないかと考えます。ぜひ、市を挙げて原因究明を進めていただきたいことを要望しまして、質問を終わります。

湯浅委員長 住友利広委員。

住友利広委員 私、今回、この令和5年度の主要な成果並びに意見書等々を読まさせていただきました。それについて、お聞きしたいことがございます。

実は、決算審査意見書及び阿南市基金運用状況審査意見書っていうのが、阿南市監査委員から出ております。ページは13ページ。そこに実質単年度の収支赤字、これが35億5,562万4,842円。このような巨額な赤字を出した。こんなん、今まで10年間見たことない。当然、単年度赤字というのは、普通は、行政側は入れたり出したり、いろいろ項目ありますよ。で、大体プラマイゼロにするのが普通だったんでしょね。しかしながら今年度、単年度は、令和5年度はですよ、このような35億円もの巨額な赤字を出された。先ほども言いましたけれども、信じがたい状況であります。その原因は一体何の事業だったのか。内訳を教えてください、これ1問目。

湯浅委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課の山崎でございます。住友委員さんの御質問に御答弁いたします。

まず実質単年度収支、約 35 億 5,500 万円のマイナスの主な要因としましては、令和 5 年度において財政調整基金を 36 億 3,000 万円取り崩したことが、まず第一の要因であります。そして、財政の収支を調整するための財政調整基金をなぜ 36 億 3,000 万円取り崩したかという原因と申しますか、内訳という話になると思うんですが、主な要因といたしましては、歳入面では、法人市民税が昨年度より約 8 億円減少したこと、普通交付税の減少分が約 1 億円あったこと。また、歳出面では、物価高騰対策支援給付金事業、10 万円の給付事業で歳出、一般財源に係る分が約 20 億あったこと。また、物価高騰対策として、プレミアム付き商品券事業においても約 1 億 1,700 万円ほど一般財源を要したこと。要因としましては多々あるんですが、主な要因としましては以上の要因と認識しておるところであります。以上、御答弁いたします。

湯浅委員長 住友利広委員。

住友利広委員 ありがとうございます。それぞれ要因、それからお答えにくいところも答えていただいたように思います。

その中の物価高騰対策の支援給付金事業で、先ほどおっしゃいました。もう一度確認をいたしたいんですが、主な施策の成果の説明書の中にもありますように、78 ページ。ここでも、国庫支出金及び一般財源からの支出が書かれています。先ほど説明いただきました一般財源は 20 億の 7,816 万 7,393 円、こう書かれていますけれども、もう一度、この財源は何であったのか、もう 1 回お答えいただけませんか。

湯浅委員長 ここで休憩をいたします。

【休 憩 13:59～14:09】

湯浅委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。川田生活福祉課長。

川田 課長 生活福祉課、川田でございます。住友委員の一般財源の御質問にお答えいたします。

一般財源とは、市税や地方譲与税、地方交付税、財政調整基金の取崩しなど、使途が特定されていない財源でございます。以上、お答えいたします。

湯浅委員長 住友利広委員。

住友利広委員 ありがとうございます。先ほど、山崎議員さんもおっしゃっていましたが、こんなことをここで言うべきことではないんですが、聞きよって、何か変な方向に責任の追及がいつてるように思われますので、理事者側としてはしっかりと条例等々を守っていただき、今後の阿南市を作っていただきたいなと思っておるわけでございます。本題に戻ります。ありがとうございます。

そのとおりです、書かれておるとおりなん。私としてはこの支出が、余分な支出が何であったか、これは皆さん、考えたら分かることなんです。今まで健全にやってきたことが、今回、この支出があることによる、原因はもう分かっていると思いますよ、私、言わなくてね。私としてはこの支出、20 億 7,816 万 7,393 円については、ここの部分ですよ、反対をいたしたいと思います。こ

れに伴う繰入金についても反対をさせていただきたいと思います。終わります。

湯浅委員長 通告は以上であります。ほかに質疑ありませんか。福島委員。

福島 委員 先ほどの山崎議員の質問に対して、特別職も含む第三者機関なり調査をする、検討するっていう御答弁ございました。そういうことは、私が毎回、議会で質問しております基金の運用については、地方自治法 241 条第 2 項の「基金はこれを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」に違反するのではないですかっていう質問に対しては違反しないっていうことを言うておりました。でも、しかしながら、第三者機関なんかで調査するっていうことは、これに違反するっていうことをお認めになるんですか。基金の運用は地方自治法に違反した運用だったっていうことをお認めになって調査をするのかっていうのが第 1 点と、もう 1 個は、地方自治法の 170 条で、会計管理者の職務権限っていうのがございます。基金の運用は会計管理者の職務権限です。特別職の権限ではございません。職務権限のない人を調査の対象にするんでしょうか。そこも併せてお伺いをいたします。

湯浅委員長 平井副市長。

平井副市長 福島委員から御質問を頂戴いたしました。

まず、先ほど会計課のほうからも御答弁申させていただきました。過去におけます債券の購入、こちらにつきましては、個々の債券の購入につきましては、法令の制限が、禁止するとか、法令、制限がかかっておりませんので、そういった個々の購入につきましては違法性はないということでお答えをいたしているところでございます。

その上で、先ほど来のお話もございましたように、この令和 2 年度から令和 4 年度にかけて、この 3 年間で 92 億円になっておるわけでございますが、なぜこの額まで買い進められたのか、なぜ 92 億円のうち 79 億円もの年限 15 年以上の超長期債券が買い進められたのか、そして、このような重要なことに阿南市の組織としてのチェック機能やガバナンス機能、こちらがきちんと働いていたのかどうか。これらにつきまして、予断を排しまして調査をするべきでないか、そのように御提言をいただいたものと受け止めております。

従いまして、その御提言をしっかりと受け止めまして検討してまいりたい、このような認識でおります。以上でございます。

湯浅委員長 福島委員。

福島 委員 確かに会計管理者の職務権限で、有価証券の出納及び保管を行う権限がございます。副市長のおっしゃるとおりです。しかし、これについては地方自治法で安全、確実にしなければならない。安全、確実、30 年先、今、18 億 500 万円の元本割れがしとって 30 年の預託、安全、確実でない、まさしく私は地方自治法に違反した運用だと思っております。

もう一度お伺いしますけれども、18 億 500 万円の元本割れがしとって、30 年先でないと使えない、20 年先でないと使えない。今、そして、そういう中で大変になって、一括管理とかいう話になりました。もう一度お伺いしますけど、この運用は地方自治法という安全、確実に違反してはないんでしょうか。副市長は職務権限、会計管理者の権限として出納保管ができるっていうことをおっしゃいましたけども、20 年、30 年先、預託して、基金の安全、確実っていう

のに私は違反すると思うんですけど、これについては違反しないとお考えなんでしょうか。お伺いいたします。

湯浅委員長 平井副市長。

平井副市長 基金における債券運用についての適法性についてのお話だと思います。先ほど来、申し上げておりますが、購入時におきましては、そのときの御判断で適法に買われているわけでございます。しかし、その後、金利の変動もございまして、今はこのような評価額になっております。果たしてそのとき、どのようなお考えがあったのかどうか、そこは調べてみないと分からないというのが今の状況でございます。従いまして、調べてみないと分からないと申しておりますので、そこに適法性があるのかどうかということも、ここでは申し上げられないということになろうかと思えますけれども、少なくとも買った時点では、買う行為については適法であると。その後、このようなことになるというのが、この債券保有の一番注意しなければいけないこと、ここは通説であると、私は認識しておりますので、そのような認識のもとで今日の御答弁も申し上げているという状況でございます。以上でございます。

湯浅委員長 福島委員。

福島 委員 確かに会計管理者の職務権限として債券を買うことができます。しかし、これは、例えば阿南市が庁舎を 10 年後に建てるとしたときに、10 年までは基金が要らんので 10 年の債券を運用しても問題ないと思うんです。しかし、財政調整基金のように、いつ使うやら分からんのを 30 年っていうんは明らかにおかしい運用なんです。

それと先ほど、全国的に 20%の何とか、債券運用と言ったけど、それは、私は、調べてみたら短期間の 2 年とか 3 年の話だと。調べてみると分からんけど、そう思います。30 年っていうんはどこの自治体探してもないと思うんです。ですから、調査特別委員会を立ち上げるんなら、明確に地方自治法の 241 条の、確実かつ効率的に運用しなければならない、安全、確実にしなければならないに違反であったっていうことを認定してからすべきだと思います。そうでなかったら調査の目的がはっきり分かりません。

それと、やっぱり職務権限っていうんは大事だと思うんです。例えば生活保護については、市長には決裁権限はありません。それは事務規則で福祉事務所長の権限なんです。ですから、生活保護却下された、不却下されたって、市長に言うていってもしょうがないんです。それは福祉事務所長の権限なんです。ほかの担当部課だったら責任あるでしょうけど。それと同じように、基金の運用だって会計管理者の職務権限なんです。市長とか副市長とか部長は関係ないんです。もし、そういう中で特別職も調査の対象って言いましたけど、私はおかしいと思います。特別職にあるとするならば、前の市長にあるとするならば、任命責任はあるかも分かりません。そういう問題がある会計管理者を選任したっていう任命責任はあるかも分からんけど、それ以外の責任はないということも、私は意見申し上げて終わります。

湯浅委員長 平井副市長。

平井副市長 委員お話のとおり、この問題、79 億円にも上る超長期債券を阿南市が保有している、そこに大きな問題があると。そこは共通認識としてあると思っております。

ます。その上で、その状態が違法なのかどうか。これはやはり予断を持ってということではなくて、予断を排して調査すべきではないかということを、今日、申し上げているところでございます。

それと職務権限についてお話がございました。こちらにつきましても、当時、どのような報告とかがあったのか、なかったのか。そういったことも含めて、この際、調査しておく必要があるのではないか、そのように、今のところはあるところとございまして、以上でございます。

湯浅委員長 ほかに質疑ありませんか。久米委員。

久米 委員 縷々、質疑を用意いたしておいて、中身については山崎委員、また、ほかの方も言われたことであろうかと思っておりますので、それについて、今回、こういうふうな問題が起きてきたっていうのも、今までの阿南市の監査に大きな問題があるかと思うんです。詳細に指摘するつもりはありませんけれども、古い人から、私が入った頃はもっと厳しい監査がされてたということもお聞きをいたしております。ぜひ、この市の監査業務の改善、改革っていうやつをまずやらないと、こういうことも起こり得るんだろうと思います。

以前にも、令和元年か、2年、ちょっと忘れたけど、外部監査の導入を私も提案をさせていただきました。賛同はいただいたんですが、なかなかそこまでは至っておりませんけれども。やっぱりそういった面で、立場の違った位置からこの監査というものをやっていかないと、企業の監査でも皆、一緒です。内部でしとったら、結局はこういうことが起こり得るっていうことは当然あり得るかと思っておりますので、今後の監査業務についての要望として、そういうことも踏まえて取り組んでいただければなと思いますので、よろしくお願いします。

湯浅委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

湯浅委員長 質疑なしと認め、質疑終結いたします。

これより、第16号議案を採決いたします。御異議がありますので、挙手により採決いたします。本件を原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（ 挙手多数 ）

湯浅委員長 挙手多数であります。よって、第16号議案 令和5年度阿南市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

質疑終了・採 決
挙手多数・原案認定

第17号議案 令和5年度阿南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

湯浅委員長 次に、第 17 号議案 令和 5 年度阿南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。理事者の説明求めます。日下保険年金課長。

【理事者説明 日下 保険年金課長】

湯浅委員長 理事者の説明が終わりました。これより第 17 号議案に対する質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第 17 号議案を採決いたします。本件を原案どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 御異議なしと認めます。よって、第 17 号議案 令和 5 年度阿南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第 18 号議案 令和 5 年度阿南市加茂谷診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 19 号議案 令和 5 年度阿南市伊島診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

湯浅委員長 次に、第 18 号議案 令和 5 年度阿南市加茂谷診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定についてと、第 19 号議案 令和 5 年度阿南市伊島診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。理事者の説明求めます。日下保険年金課長。

【理事者説明 日下 保険年金課長】

湯浅委員長 理事者の説明が終わりました。これより第 18 号議案と第 19 号議案に対する質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第 18 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定すること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 御異議なしと認めます。よって、第 18 号議案 令和 5 年度阿南市加茂谷診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

湯浅委員長 続きまして、第 19 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 御異議なしと認めます。よって、第 19 号議案 令和 5 年度阿南市伊島診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第 20 号議案 令和 5 年度阿南市加茂谷財産区運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 21 号議案 令和 5 年度阿南市伊島財産区運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

湯浅委員長 次に、第 20 号議案 令和 5 年度阿南市加茂谷財産区運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてと、第 21 号議案 令和 5 年度阿南市伊島財産区運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。理事者の説明求めます。長谷総務課長。

【理事者説明 長谷 総務課長】

湯浅委員長 理事者の説明が終わりました。これより、第 20 号議案と第 21 号議案に対する質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第 20 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 御異議なしと認めます。よって、第 20 号議案 令和 5 年度阿南市加茂谷財産区運営事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

湯浅委員長 続きまして、第 21 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 御異議なしと認めます。よって、第 21 号議案 令和 5 年度阿南市伊島財産区運営事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第 22 号議案 令和 5 年度阿南市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

湯浅委員長 次に、第 22 号議案 令和 5 年度阿南市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。是松住宅課長。

【理事者説明 是松 住宅課長】

湯浅委員長 理事者の説明が終わりました。これより、第 22 号議案に対する質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 22 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 御異議なしと認めます。よって、第 22 号議案 令和 5 年度阿南市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

湯浅委員長 ここで休憩いたします。

【休 憩 14:59～15:09】

湯浅委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第 23 号議案 令和 5 年度阿南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

湯浅委員長 第 23 号議案 令和 5 年度阿南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。理事者の説明求めます。東條介護保険課長。

【理事者説明 東條 介護保険課長】

湯浅委員長 理事者の説明が終わりました。これより、第 23 号議案に対する質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 23 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 御異議なしと認めます。よって、第 23 号議案 令和 5 年度阿南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第 24 号議案 令和 5 年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

湯浅委員長 次に、第 24 号議案 令和 5 年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。理事者の説明求めます。山田環境保全課長。

【理事者説明 山田 環境保全課長】

湯浅委員長 理事者の説明が終わりました。これより、第 24 号議案に対する質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 24 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 御異議なしと認めます。よって、第 24 号議案 令和 5 年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第 25 号議案 令和 5 年度阿南市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

湯浅委員長 次に、第 25 号議案 令和 5 年度阿南市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。理事者の説明求めます。松本学校給食課長。

【理事者説明 松本 学校給食課長】

湯浅委員長 理事者の説明が終わりました。これより、第 25 号議案に対する質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 25 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定すること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 御異議なしと認めます。よって、第 25 号議案 令和 5 年度阿南市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第 26 号議案 令和 5 年度阿南市奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

湯浅委員長 次に、第 26 号議案 令和 5 年度阿南市奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。理事者の説明求めます。田上教育総務課長。

【理事者説明 田上 教育総務課長】

湯浅委員長 理事者の説明が終わりました。これより、第 26 号議案に対する質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 26 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 御異議なしと認めます。よって、第 26 号議案 令和 5 年度阿南市奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第 27 号議案 令和 5 年度阿南市春日野地域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

湯浅委員長 次に、第 27 号議案 令和 5 年度阿南市春日野地域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。理事者の説明求めます。山田環境保全課長。

【理事者説明 山田 環境保全課長】

湯浅委員長 理事者の説明が終わりました。これより、第 27 号議案に対する質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 27 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 御異議なしと認めます。よって、第 27 号議案 令和 5 年度阿南市春日野地域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第 28 号議案 令和 5 年度阿南市羽ノ浦農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

湯浅委員長 次に、第 28 号議案 令和 5 年度阿南市羽ノ浦農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。理事者の説明求めます。福島農地整備課長。

【理事者説明 福島 農地整備課長】

湯浅委員長 理事者の説明が終わりました。これより、第 28 号議案に対する質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 28 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 御異議なしと認めます。よって、第 28 号議案 令和 5 年度阿南市羽ノ浦農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

湯浅委員長 ここで休憩をいたします。

【休 憩 15:58～16:08】

湯浅委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第 29 号議案 令和 5 年度阿南市豊香野地区生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

湯浅委員長 第 29 号議案 令和 5 年度阿南市豊香野地区生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。理事者の説明求めます。山田環境保全課長。

【理事者説明 山田 環境保全課長】

湯浅委員長 理事者の説明が終わりました。これより、第 29 号議案に対する質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 29 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 御異議なしと認めます。よって、第 29 号議案 令和 5 年度阿南市豊香野地区生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第 30 号議案 令和 5 年度阿南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

湯浅委員長 次に、第 30 号議案 令和 5 年度阿南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。理事者の説明求めます。日下保険年金課長。

【理事者説明 日下 保険年金課長】

湯浅委員長 理事者の説明が終わりました。これより、第 30 号議案に対する質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 30 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 御異議なしと認めます。よって、第 30 号議案 令和 5 年度阿南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第 31 号議案 令和 5 年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

湯浅委員長 次に、第 31 号議案 令和 5 年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。理事者の説明求めます。山田環境保全課長。

【理事者説明 山田 環境保全課長】

湯浅委員長 理事者の説明が終わりました。これより、第 31 号議案に対する質疑に入りたいと思います。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第 31 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 御異議なしと認めます。よって、第 31 号議案 令和 5 年度阿南市西春日野生
活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定
することに決定いたしました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第 32 号議案 令和 5 年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

湯浅委員長 次に、第 32 号議案 令和 5 年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計歳入歳出
決算の認定についてを議題といたします。理事者の説明求めます。尾田保健セ
ンター所長。

【理事者説明 尾田 保健センター所長】

湯浅委員長 理事者の説明が終わりました。これより、第 32 号議案に対する質疑に入りたい
と思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第 32 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定すること
に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 御異議なしと認めます。よって、第 32 号議案 令和 5 年度阿南市夜間休日診
療所事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すること
に決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第 33 号議案 令和 5 年度阿南市椿診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

湯浅委員長 次に、第 33 号議案 令和 5 年度阿南市椿診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。理事者の説明求めます。日下保険年金課長。

【理事者説明 日下 保険年金課長】

湯浅委員長 理事者の説明が終わりました。これより、第 33 号議案に対する質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 33 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

湯浅委員長 御異議なしと認めます。よって、第 33 号議案 令和 5 年度阿南市椿診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

湯浅委員長 以上で、決算審査特別委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。以上で、本委員会を閉じることいたします。
西田副市長から御挨拶を受けたいと存じます。西田副市長。

西田副市長 決算審査特別委員会の閉会に当たりまして、一言、御礼の御挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、本日、決算審査特別委員会を開催していただき、誠にありがとうございました。また、御審査を賜りました議案につきまして、全て原案どおり認定いただき、衷心よりお礼を申し上げます。審査の過程において頂戴いただきました貴重な御意見、御提言等につきましては、今後の会計運営に生かしながら、適正かつ効率的な事業の推進に努めてまいり所存でございますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に際しましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

湯浅委員長 これで決算審査特別委員会を終了いたします。委員の皆様には長時間にわたりまして御協力いただきまして、誠にありがとうございました。これで終了したいと思います。

【 16 : 40 閉会 】
